

(別紙2)

# 監 査 報 告 書

平成29年5月13日

塩竈市長 佐藤 昭 殿

監 事 村上正次

監 事 阿部正幸

改正社会福祉法および社会福祉法人大和福寿会定款に基づき、平成28年度の監査結果について、下記のとおり報告します。  
なお、指摘事項については、平成29年度中に改善して下さい。

## 記

- 1 実施日時 平成29年5月13日 11時 30分～ 14時 30分
- 2 実施場所 名称 (老人短期入所施設しおり 役員室 )  
所在地 (塩竈市字伊保石30番地2 )
- 3 立会人等 深田会計事務所、法人本部事務局
- 4 監査結果 認定・不認定

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	一部改善を要する	公益事業(医療事業)において、法人会計からの資金の繰入(補填)がないよう更なる収入増を図ること。	
法人及び施設の会計状況	一部改善を要する	予算計上がないにも拘らず決算計上される科目が一部あるので当初の予算にない科目を必要とするときは、補正予算等で計上することが望ましい。	
その他	適正である	介護保険事業収入の増収に向けた努力を引き続き行うこと	
監 査 項 目 の 内 容	組織運営(定款、役員、理事、監事・監査、理事会、評議員・評議員会) 事業(社会福祉事業、公益事業、授産事業、収益事業) 管理(人事管理、資産管理、会計管理) その他		

### [記載上の注意事項]

※ 意見欄は、「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入して下さい。

(別紙1)

# 監 査 報 告 書

平成29年5月13日

社会福祉法人 大和福壽会  
会長 高 橋 政 俊 殿

監 事 村上正次



監 事 阿部正彦



改正社会福祉法および社会福祉法人大和福壽会定款に基づき、平成28年度の監査結果について、下記のとおり報告します。  
なお、指摘事項については、平成29年度中に改善して下さい。

## 記

- 1 実施日時 平成29年5月13日 11時 30分～ 14時 30分
- 2 実施場所 名称 (老人短期入所施設しおり 役員室 )  
所在地 (塩竈市字伊保石30番地2 )
- 3 立会人等 深田会計事務所、法人本部事務局
- 4 監査結果 認定・不認定

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	一部改善を要する	公益事業(医療事業)において、法人会計からの資金の繰入(補填)がないよう更なる収入増を図ること。	
法人及び施設の会計状況	一部改善を要する	予算計上がないにも拘らず決算計上される科目が一部あるので当初の予算にない科目を必要とするときは、補正予算等で計上することが望ましい。	
その他	適正である	介護保険事業収入の増収に向けた努力を引き続き行うこと	
監 査 項 目 の 内 容	組織運営(定款、役員、理事、監事・監査、理事会、評議員・評議員会) 事業(社会福祉事業、公益事業、授産事業、収益事業) 管理(人事管理、資産管理、会計管理) その他		

〔記載上の注意事項〕

※ 意見欄は、「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入して下さい。

## 監事監査項目

監査結果 A…適正  
B…要改善  
C…要即改善  
(該当欄に○印)

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
I 組織運営					
1 定款	① 定款準則に準拠していること。	○			
	② 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。	○			
2 役員					
(1) 定数・現員	① 欠員が生じていないこと。	○			
	② 役員名簿が整備されていること。	○			
(2) 選任・任期	① 役員の選任手続きが定款の定めに従って行われていること。	○			
	② 選任関係書類が整備されていること。	○			
	③ 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。	○			
	④ 任期満了後、役員の選任（再任）手続きが遅滞していないこと。	○			
	⑤ 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当であること。	○			
(3) 適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			
	② 関係行政庁の職員が役員となっていることは、適当でないこと。 ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1までは	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	差し支えないこと。				
	③ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に役員に選任されることは、適当でないこと。	○			
	④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。	○			
	⑤ 役員の報酬は、役員報酬規程等を整備した上で、勤務実態に即して支給していること。	○			
3 理事					
(1) 定数	① 定数は、6名以上であること。	○			
(2) 適格性	① 理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、法人運営の職責を果たし得る者であること。	○			
	② 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。	○			
	③ 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えて選任されていないこと。	○			
	④ 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が理事として参加していること また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	○			
	⑤ 法人が営む社会福祉施設の長が1名以上参加していること。 ただし、評議員会を設置してい	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(3) 代表者	ない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。				
	① 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従つて法人運営、事業経営を行うこと。 なお、代表権の制限を行う場合は、組合等登記令に基づき、その内容を登記すること。	○			
	② (代表権を有する理事が複数いる場合、) 親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事となることは、適当でないこと。	○			
4 監事・監査	③ 理事長の職務代理者が指名されていること。	○			
	① 監事は、理事、評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			
	② 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、1名は社会福祉事業について知識経験を有する者または地域の福祉関係者が加わっていること。	○			
	③ 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。	○			
	④ 監事は、法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。				
	⑤ 理事の事業執行の状況、財産の状況、特に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
5 理事会 (1)開催状況  (2)審議状況  (3)記録	⑥ 財産状況等の監査については、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。	○			
	⑦ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会および宮城県知事に報告後、法人において保存されていること。	○			
	① 開催手続きが定款の定めに従って行われていること。	○			
	② 予算のための理事会、決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて理事会が開催されていること。	○			
	① 理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。	○			
	② 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。	○			
	③ 理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がいないこと。	○			
	④ 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	○			
	① 議事録は、正確に記録され、保存されていること。	○			
	6 評議員・評議員会	① 評議員会は、原則として諮問機関とし、次に掲げる事業のみを行う法人以外はこれを設けること。 ・県または市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業	○		

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所を経営する事業</li> <li>・ 介護保険事業</li> </ul>				
	② 評議員の定数および現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。	○			
	③ 各評議員について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。	○			
	④ 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。	○			
	⑤ 地域の代表が参加していること。 社会福祉協議会にあつては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア団体の代表者が参加していること。	○			
	⑥ 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。	○			
	⑦ 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。	○			
	⑧ 評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。	○			期中に欠席者がみられたが、年度内中の改選により改善されている
	⑨ 議事録は正確に記録され、保存されていること。	○			
	⑩ 社会福祉施設の長については、関係法令および通知で定める資格を有する者でなければならないこと。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
Ⅱ 事業 1 事業一般	① 定款に記載されている事業が行われていること。	○			
	② 定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)	○			
	③ 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。	○			
2 社会福祉事業 (1) 運営状況	① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。	○			
	② 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。	○			
	③ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。		○		公益事業への支出は、法人本部区分から公益事業区分へ調整(補填)を行うこと。
	④ 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	○			
(2) 事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○			
3 公益事業 (1) 必要性	① 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	② 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。		○		公益事業の増収に努めること
	③ 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。		○		
(2) 剰余金の処分	④ 会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。		○		
	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。	—	—	—	
4 収益事業					
(1) 必要性	① 社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令第4条各号および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。		○		
(2) 事業内容	① 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。		○		
	② 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。		○		
	③ 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものおよび投機的なものでないこと。		○		
	④ 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。		○		
	⑤ 収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業にかか		○		

項 目	監 査 事 項	監 査 結 果			内 容
		A	B	C	
(3) 収益の処分	る借入金は、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。				
	① 収益が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。	○			
	② 職員が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。	○			
III 管理					
1 人事管理					
(1) 任免関係	① 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。	○			
(2) 職務関係	① 就業規則、給与規程が設けられていること。	○			
	② 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。	○			
	③ 退職手当共済制度への職員の加入が適正に行われていること。	—	—	—	
	④ 退職手当共済掛金が社会福祉施設等職員・特定介護保険施設等職員および申出施設等職員の別に従い、独立行政法人福祉医療機構に対して適正に支払われていること。	—	—	—	
	⑤ 被共済職員退職届について、本俸月額、被共済職員期間が適正に届け出られていること。	—	—	—	
	⑥ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。	○			
2 資産管理					
(1) 資産管理	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○			
	② 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管されていること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
3 会計管理 (1) 予算  (2) 会計処理	③ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	○			本予算にない科目の計上は、補正予算編成や予備費で行うことが望ましい。
	④ 基本財産を、宮城県知事の承認を得ずに、処分し、貸与または担保に供していないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）。	○			
	⑤ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。	○			
	⑥ 不動産を国または地方公共団体から借用している場合は、国または地方公共団体の使用許可等を受けていること。	—	—	—	
	⑦ 不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	—	—	—	
	① 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。	○			
	② 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。		○		
	① 経理規程を制定していること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(3) 債権債務の 状況	② 会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていること。	○			
	③ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○			
	① 借入金は、理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。	○			
(4) 会計帳簿等 の整備状況	② 借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。	—	—	—	
	① 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。	○			
(5) 決算および 財務諸表	① 決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。	○			
	② 財産目録、貸借対照表および収支計算書が整備され、保存されていること。	○			
	③ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。	○			
	④ 未収金や未払金、立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。	○			
	⑤ 法人と関係のない支出がされていないこと。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(6)その他	⑥ 貸借対照表と事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。	○			
	⑦ 貸借対照表の流動資産（たな卸資産を除く）から流動負債（引当金を除く）を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。	○			
	⑧ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書において、経年間の整合がとれていること。	○			
	① 寄付金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄付金が募集の際の用途に即して使用されていること。	○			
	② 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。	○			
4 その他	③ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていること。	○			
	① 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	○			
	② 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。	○			
	③ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。 ・ 苦情受付窓口が設置されていること。 ・ 苦情解決責任者が設置されていること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者委員が設置されていること。</li> </ul> <p>④ 社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が講じられているとともに、その実施体制が確立されていること。</p> <p>⑤ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>	○			